

目 次

I	調査の概要	1
II	利用上の注意	4
III	用語の解説	6
IV	結果の概要	
1	漁業経営体	12
(1)	地区別、市町別漁業経営体数	13
(2)	経営組織別漁業経営体数	14
(3)	経営体階層別漁業経営体数及び漁業層別の構成	15
(4)	漁業種別別漁業経営体数	17
(5)	漁獲・収獲魚種別漁業経営体数	20
ア	販売金額1位の漁獲・収獲魚種別漁業経営体数	20
イ	漁獲・収獲魚種数別漁業経営体数	21
(6)	漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数	21
(7)	漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数	22
(8)	個人経営体の状況	25
ア	専兼業別及び兼業種別個人経営体数	25
イ	基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数	26
ウ	後継者の有無別個人経営体数	29
2	漁業就業者、新規就業者	29
(1)	地区別、市町別漁業就業者数	30
(2)	自営・雇われ別漁業就業者数	31
(3)	年齢階層別漁業就業者数	32
(4)	新規就業者数	34
3	漁船	34
(1)	漁船種類・動力漁船トン数規模別隻数	34

V 統計表	35
-------	-------	----

参考資料

漁業地区図	130
-------	-------	-----

全国漁業種類	131
--------	-------	-----

調査票様式	135
-------	-------	-----

漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第1号）

漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）（様式調第2号）

Ⅰ 調査の概要

1 漁業センサスの沿革

漁業センサス実施以前の水産業に関する基本調査としては、明治25年の「水産事項特別調査」、昭和22年の「水産業基本調査」、昭和23年の「漁業権調査」が挙げられる。「漁業センサス」という名称で実施されたのは、昭和24年の「第1次漁業センサス」が最初である。その後、昭和29年に「第2次漁業センサス」が実施され、さらに昭和33年の「沿岸漁業臨時調査」を経て、昭和38年に「第3次漁業センサス」、昭和43年に「第4次漁業センサス」、以降5年ごとに実施され、「2018年漁業センサス」(注)は第14回目の実施にあたる。

注：2003年から調査実施年を示す西暦年を冠した呼称となった。

2 調査の目的

我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

3 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法(平成19年法律第53号)、統計法施行令(平成20年政令第334号、漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号(漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件)に基づき基幹統計調査として実施した。

4 調査体系

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種類からなる。

調査系統は、海面漁業調査のうち漁業経営体調査は都道府県及び市区町村を経由し、その他の調査については、農林水産省の地方組織を経由して実施した。

調査の種類		調査の系統
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－統計調査員－調査対象 農林水産省－地方組織－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省－地方組織－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－統計調査員－調査対象

5 神奈川県調査の範囲等(海面漁業調査漁業経営体調査)

(1) 調査の範囲及び調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

(2) 調査の期日

平成30年(2018年)11月1日現在

(3) 調査の方法

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査(他計調査)の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(4) 調査事項

- ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
 - イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
- ※ 調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票による。

6 主な改正点(海面漁業調査漁業経営体調査)

2018年漁業センサスの実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

- (1) 前回調査(2013年)まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者(役員等)及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

また、いずれの者も海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を1~3位まで把握した。

- (2) 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。
- (3) 漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」に含めていた「とらふぐ養殖」を分離するとともに、「とらふぐ養殖」の養殖場の施設面積を新たに把握した。

また、「まぐろ類養殖」としていた名称を「くろまぐろ養殖」に変更した。

- (4) 前回調査(2013年)まで、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が1・2位の漁業種類を把握するとともに、動力漁船別に販売金額が最も多かった漁業種類について把握してきたが、今回調査では、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が多いものを1～3位まで把握するとともに、販売金額の多い魚種を1～3位まで新たに把握した。あわせて、動力漁船についても出漁日数が多い漁業種類を1～3位まで新たに把握するとともに販売金額が多い漁業種類を1～3位まで把握した。
- (5) 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層(10億円以上)に該当する場合に新たに実額を把握した。
- (6) 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、「外食産業」を追加するとともに、消費者への直接販売の状況を詳細に把握するため、「消費者に直接販売」のうち、「自営の水産物直売所」、「その他の水産物直売所」、「他の方法」を追加した。
- (7) 漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。
- (8) 以下の調査項目は削除した。
 - ア 個人経営体における漁業従事世帯員の使用した動力漁船の大きさ
 - イ 個人経営体における遊漁船業の利用者数
 - ウ 個人経営体の雇用者数や団体経営体の従事者数の居住地区別人数

II 利用上の注意

1 本報告について

この報告書は令和2年（2020年）1月17日に農林水産省から公表された確定値の集計結果に基づき、神奈川県において調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）について主要な結果を取りまとめたものであり、令和元年（2019年）8月28日に神奈川県がとりまとめた結果（速報）とは異なる場合がある。

なお、掲載内容については、調査票の変更や本県の海面漁業の特徴を捉える観点から2013年調査報告書から改変した。主な変更点は下記のとおり。

- （1）漁業経営体数については、漁獲・収獲魚種別、漁獲物・収獲物の販売金額規模別を新たに掲載した。
- （2）個人経営体数については、基幹的漁業従事者の年齢階層別、後継者の有無別を新たに掲載した。
- （3）漁業就業者、世帯員、海上作業従事者については、個人経営体の世帯員数及び海上作業従事者数の掲載をやめ、地区別、市町別漁業就業者数及び新規就業者数を新たに追加した。
- （4）東京湾、三浦半島、相模湾の3つの地区別に主要項目を比較した。3つの地区の範囲は「かながわ水産業活性化指針」（平成28年3月）等に沿った境界に変更した。

2 結果の概要及び統計表における数値の表記について

- （1）結果の概要における比率については小数点以下第2位を四捨五入している。そのため、構成比の内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- （2）表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「－」： 皆無または該当数値のないもの
 - 「…」： 数値が得られないもの（不詳）または計算不能なもの
 - 「x」： 個々の報告者の秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの

（3）秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

3 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

なお、全国及び神奈川県海面漁業調査漁業経営体調査の有効回答数は以下のとおり。

区分	調査票 配布数	有効回答数
全 国	79,916	79,067
神奈川県	1,007	1,005

注:1 「調査票配布数」とは、2013年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、統計調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

III 用語の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年（2017年）11月1日から平成30年（2018年）10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計

	トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。

他 の 方 法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
そ の 他	上記以外のものをいう。
漁 業 従 事 世 帯 員	個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁 業 従 事 役 員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
責 任 の あ る 者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
経 営 主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。
漁 ろ う 長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船 長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機 関 長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養 殖 場 長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
そ の 他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む。）。
陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁 業 就 業 者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
海上作業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほか付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
- c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全ての作業
- b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除
- c 池及び水槽の見回り
- d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
- e 収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備(停泊中の漁船上で行った場合も含む。)

イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

ウ 出漁・入港(帰港)時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天候時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内(屋敷内)に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運營業務(指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理)

個人経営体の専業分類
専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

兼業の種類
水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内(屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者(家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

漁 家 民 宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊 漁 船 業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
農 業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小 売 業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
そ の 他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自家漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁 業 地 区	市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。（漁業地区図参照）

IV 結果の概要

1 漁業経営体

2018年11月1日現在、神奈川県は漁業経営体数は1,005経営体で、2013年に実施した2013年漁業センサス（以下「前回」という。）の結果と比較すると、5年間で152経営体の減少（減少率13.1%）となっているが、減少率は全国の値（16.3%）よりも低くなっている。

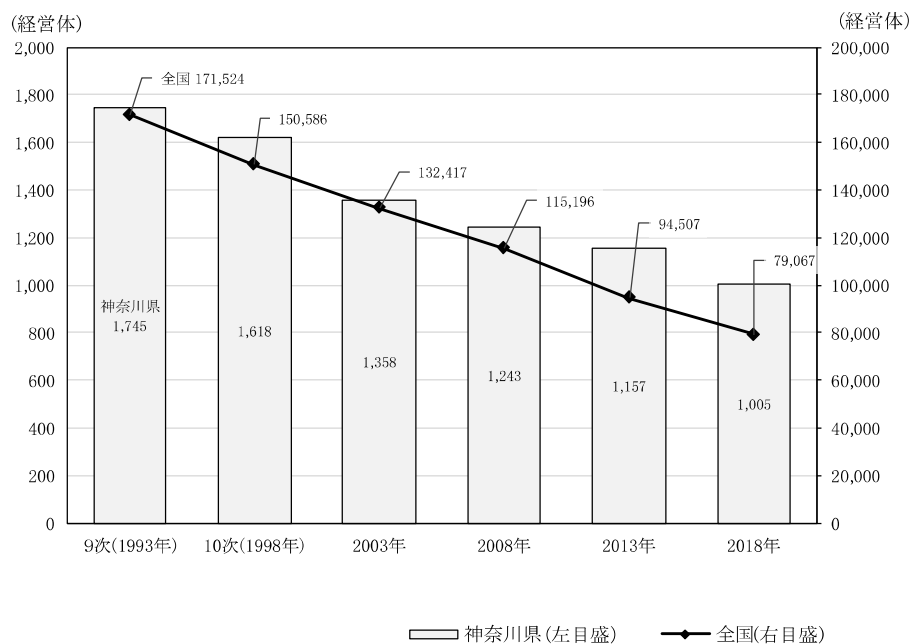
なお、第9次漁業センサス（1993年）の結果と比較すると、全国では53.9%の減少（92,457経営体の減少）となっているのに対し、神奈川県は42.4%の減少（740経営体の減少）となっている。

（表1、図1）

表1 漁業経営体数の推移

年次	漁業経営体数		増減数		対前回増減率	
	神奈川県 経営体	全国 経営体	神奈川県 経営体	全国 経営体	神奈川県 %	全国 %
9次(1993年)	1,745	171,524	△ 156	△ 18,747	△ 8.2	△ 9.9
10次(1998年)	1,618	150,586	△ 127	△ 20,938	△ 7.3	△ 12.2
2003年	1,358	132,417	△ 260	△ 18,169	△ 16.1	△ 12.1
2008年	1,243	115,196	△ 115	△ 17,221	△ 8.5	△ 13.0
2013年	1,157	94,507	△ 86	△ 20,689	△ 6.9	△ 18.0
2018年	1,005	79,067	△ 152	△ 15,440	△ 13.1	△ 16.3

図1 漁業経営体数の推移



(1) 地区別、市町別漁業経営体数

「東京湾地区」、「三浦半島地区」及び「相模湾地区」の3地区*1別の漁業経営体数の構成比をみると、「三浦半島地区」が45.2%を占め、「東京湾地区」が28.2%、「相模湾地区」が26.7%となっている。前回と比較すると、「三浦半島地区」が22.3%の減少であるのに対し、「東京湾地区」は7.5%の減少、「相模湾地区」は0.4%の増加となっている。2003年との比較では「三浦半島地区」が37.2%の減少、「東京湾地区」が22.0%の減少となっているのに対し、「相模湾地区」は1.5%の減少に留まる。(表2)

*1 川崎市から横須賀市北下浦までを「東京湾地区」、三浦市と横須賀市大楠までを「三浦半島地区」、葉山町から湯河原町までを「相模湾地区」とする(漁業地区図参照)。

表2 地区別漁業経営体数

地区	漁業経営体数				構成比		増減率	
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年	2003年～2018年
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%	%
総数	1,358	1,243	1,157	1,005	100.0	100.0	△ 13.1	△ 26.0
東京湾地区	363	327	306	283	26.4	28.2	△ 7.5	△ 22.0
三浦半島地区	723	660	584	454	50.5	45.2	△ 22.3	△ 37.2
相模湾地区	272	256	267	268	23.1	26.7	0.4	△ 1.5

次に市町別に漁業経営体数をみると、横須賀市が318経営体(構成比31.6%)、三浦市が264経営体(同26.3%)で、この2市で県全体の約6割を占める。さらに、横浜市が15.4%を占め、この上位3市で県全体の7割を超える。

前回と比較すると、県全体では152経営体が減少する中、鎌倉市他3市町では増加している。(表3)

表3 市町別漁業経営体数

市町	漁業経営体数				構成比		増減率
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%
総数	1,358	1,243	1,157	1,005	100.0	100.0	△ 13.1
川崎市	2	2	—	—	—	—	...
横浜市	194	174	167	155	14.4	15.4	△ 7.2
横須賀市	442	410	373	318	32.2	31.6	△ 14.7
三浦市	448	401	350	264	30.3	26.3	△ 24.6
葉山町	50	40	37	34	3.2	3.4	△ 8.1
逗子市	18	15	22	23	1.9	2.3	4.5
鎌倉市	45	40	41	47	3.5	4.7	14.6
藤沢市	23	22	23	22	2.0	2.2	△ 4.3
茅ヶ崎市	13	19	17	16	1.5	1.6	△ 5.9
平塚市	6	10	12	12	1.0	1.2	0.0
大磯町	16	17	20	18	1.7	1.8	△ 10.0
二宮町	4	3	3	3	0.3	0.3	0.0
小田原市	45	43	41	42	3.5	4.2	2.4
真鶴町	43	40	41	39	3.5	3.9	△ 4.9
湯河原町	9	7	10	12	0.9	1.2	20.0

(2) 経営組織別漁業経営体数

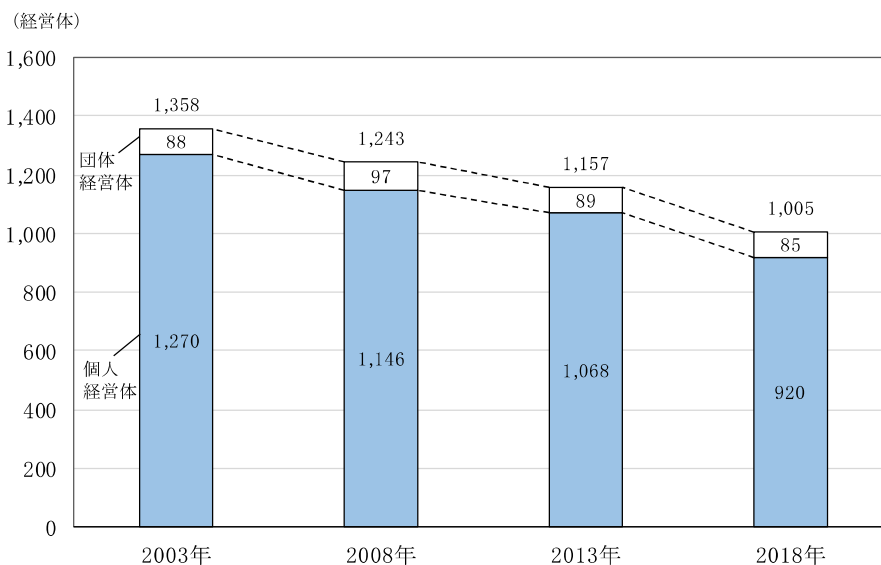
経営組織別に漁業経営体数をみると、1,005経営体のうち個人経営体は920経営体(構成比91.5%)、団体経営体は85経営体(同8.5%)となっており、個人経営体は全体の9割以上を占めている。前回と比較すると、個人経営体が13.9%減少しているのに対し、団体経営体は4.5%の減少となっており、また、団体経営体のうち会社は3.2%増加している。(表4、図2)

表4 経営組織別漁業経営体数

経営組織	漁業経営体数				構成比		増減率
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%
総数	1,358	1,243	1,157	1,005	100.0	100.0	△ 13.1
個人経営体	1,270	1,146	1,068	920	92.3	91.5	△ 13.9
団体経営体	88	97	89	85	7.7	8.5	△ 4.5
会社	52	64	63	65	5.4	6.5	3.2
漁業協同組合	7	8	5	5	0.4	0.5	0.0
漁業生産組合	5	4	3	3	0.3	0.3	0.0
共同経営	22	21	18	12	1.6	1.2	△ 33.3
その他	2	—	—	—	—	—	…

注：2003年までは経営組織区分のひとつとして「官公庁・学校・試験場」を設けていたが、これらの多くは産業分類上「漁業」とは分類されていないため、2008年以降は都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所のみ調査し、それらの経営組織区分を「その他」とした。上記では2003年の「官公庁・学校・試験場」は「その他」に記載した。

図2 経営組織別漁業経営体数の推移



(3) 経営体階層別漁業経営体数及び漁業層別の構成

経営体階層*2別に漁業経営体数をみると、「船外機付漁船」が291経営体（構成比29.0%）と最も多く、次いで「動力漁船使用」の「3～5トン未満」が225経営体（同22.4%）、「5～10トン未満」が124経営体（同12.3%）となっている。

また前回と比較すると、「沿岸漁業層」では「大型定置網」が3経営体の減少、「こんぶ類養殖」及び「わかめ類養殖」は増加となっている。さらに「漁船使用」では33経営体増加した「動力漁船使用」の「5～10トン未満」を除き減少または横ばいとなっており、また「漁船非使用」も減少となっている。

「中小漁業層」では「動力漁船使用」の「50～100トン未満」及び「30～50トン未満」で増加しているが、「10～20トン未満」などでは減少している。

「大規模漁業層」では「動力漁船使用」の「3,000トン以上」で1経営体減少し、「1,000～3,000トン未満」で1経営体増加している。（表5）

表5 経営体階層別漁業経営体数

経営体階層	漁業経営体数				構成比		増減率
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%
総数	1,358	1,243	1,157	1,005	100.0	100.0	△ 13.1
(沿岸漁業層)							
大型定置網	19	22	21	18	1.8	1.8	△ 14.3
さけ定置網	—	—	—	—	—	—	…
小型定置網	42	28	20	20	1.7	2.0	0.0
地びき網（注1）	14	…	…	…	…	…	…
海面養殖							
まだい養殖	1	1	—	—	—	—	…
ひらめ養殖	1	1	—	—	—	—	…
こんぶ類養殖	2	1	3	6	0.3	0.6	100.0
わかめ類養殖	100	75	88	90	7.6	9.0	2.3
のり類養殖	18	18	12	12	1.0	1.2	0.0
その他	—	—	—	—	—	—	…
漁船非使用	18	19	21	11	1.8	1.1	△ 47.6
漁船使用							
無動力漁船のみ	5	—	—	—	—	—	…
船外機付漁船（注2）	…	357	326	291	28.2	29.0	△ 10.7
動力漁船使用							
1トン未満（注2）	412	54	58	41	5.0	4.1	△ 29.3
1～3トン未満	180	143	108	78	9.3	7.8	△ 27.8
3～5トン未満	396	359	309	225	26.7	22.4	△ 27.2
5～10トン未満	85	87	91	124	7.9	12.3	36.3
(中小漁業層)							
動力漁船使用							
10～20トン未満	28	41	63	51	5.4	5.1	△ 19.0
20～30トン未満	5	8	9	6	0.8	0.6	△ 33.3
30～50トン未満	4	9	13	14	1.1	1.4	7.7
50～100トン未満	6	9	9	12	0.8	1.2	33.3
100～200トン未満	6	2	3	2	0.3	0.2	△ 33.3
200～500トン未満	3	3	—	1	—	0.1	…
500～1000トン未満	5	2	—	—	—	—	…
(大規模漁業層)							
動力漁船使用							
1000～3000トン未満	8	4	2	3	0.2	0.3	50.0
3000トン以上	—	—	1	—	0.1	—	△ 100.0

注1: 2008年、2013年、2018年の「地びき網」は漁業種類別に把握していないため、使用した漁船により決定した階層を含む。

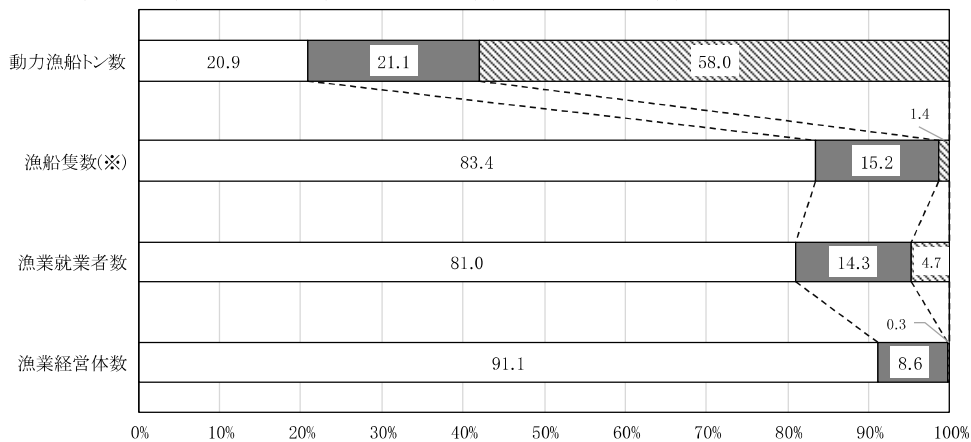
注2: 2003年の「船外機付漁船」は1トン未満の動力漁船使用を含む。

ここで、漁業層*³別の漁業経営体数とともに漁業就業者数、漁船隻数及び動力漁船トン数の構成比をみると、漁業経営体数、漁業就業者数及び漁船隻数では「沿岸漁業層」がそれぞれ91.1%、81.0%、83.4%を占めるのに対し、動力漁船トン数は20.9%に留まる。一方、「大規模漁業層」は漁業経営体数及び漁船隻数ではそれぞれ0.3%、1.4%を占めるのに対し、漁業就業者数は4.7%を占め、さらに動力漁船トン数は58.0%を占めている。（表6、図3）

表6 漁業層別漁業経営体数、漁業就業者数、漁船隻数及び動力漁船トン数

漁業層	漁業経営体数		漁業就業者数		漁船隻数			動力漁船トン数			
	経営体数	構成比	就業者数	構成比	総数	構成比	無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船隻数	トン数	構成比
総数	1,005	100.0	1,848	100.0	1,779	100.0	13	922	844	13,644.6	100.0
沿岸漁業層	916	91.1	1,496	81.0	1,483	83.4	13	859	611	2,854.2	20.9
中小漁業層	86	8.6	265	14.3	271	15.2	-	63	208	2,873.9	21.1
大規模漁業層	3	0.3	87	4.7	25	1.4	-	-	25	7,916.5	58.0

図3 漁業層別漁業経営体数、漁業就業者数、漁船隻数及び動力漁船トン数の構成比



※ 無動力漁船、船外機付漁船及び動力漁船の合計隻数

□ 沿岸漁業層 ■ 中小漁業層 ▨ 大規模漁業層

*2 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

- (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。
- (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)

*3 漁業層

- ・沿岸漁業層: 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
- ・中小漁業層: 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
- ・大規模漁業層: 動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

(4) 漁業種類別漁業経営体数

販売金額1位の漁業種類別（主とする漁業種類別）に漁業経営体数をみると、「その他の刺網」が233経営体（構成比 23.2%）で最も多く、次いで「その他の釣」が174経営体（同17.3%）、「その他の漁業」が126経営体（同12.5%）、「採貝・採藻」が109経営体（同10.8%）の順となっており、この4つの漁業種類で全体の6割以上を占めている。

前回と比較すると、「その他のはえ縄」、「こんぶ類養殖」及び「わかめ類養殖」で増加したほかは減少または横ばいとなっている。（表7）

表7 販売金額1位の漁業種類別漁業経営体数

漁業種類	漁業経営体数				構成比		増減率
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%
総数	1,358	1,243	1,157	1,005	100.0	100.0	△ 13.1
底びき網							
小型底びき網	93	91	93	85	8.0	8.5	△ 8.6
その他	—	—	—	—	—	—	…
船びき網	35	32	38	35	3.3	3.5	△ 7.9
地びき網	14	…	…	…	…	…	…
まき網							
大中型まき網	—	1	—	—	—	—	…
中・小型まき網	7	6	5	5	0.4	0.5	0.0
刺網							
さけ・ます流し網、かじき等流し網	—	—	—	—	—	—	…
その他の刺網	326	303	248	233	21.4	23.2	△ 6.0
さんま棒受網	1	—	—	—	—	—	…
大型定置網	19	22	21	18	1.8	1.8	△ 14.3
さけ定置網	—	—	—	—	—	—	…
小型定置網	42	28	20	20	1.7	2.0	0.0
その他の網漁業	17	24	33	31	2.9	3.1	△ 6.1
はえ縄							
遠洋・近海まぐろはえ縄	16	10	4	4	0.3	0.4	0.0
沿岸まぐろはえ縄	—	—	—	—	—	—	…
その他のはえ縄	27	25	18	29	1.6	2.9	61.1
釣							
遠洋・近海かつお一本釣	—	1	1	—	0.1	—	△ 100.0
沿岸かつお一本釣	6	8	13	3	1.1	0.3	△ 76.9
遠洋・近海・沿岸いか釣	51	27	29	18	2.5	1.8	△ 37.9
さば釣	19	…	…	…	…	…	…
ひき縄釣	7	8	4	4	0.3	0.4	0.0
その他の釣	205	221	219	174	18.9	17.3	△ 20.5
小型捕鯨	—	—	—	—	—	—	…
潜水器漁業	1	4	4	3	0.3	0.3	△ 25.0
採貝・採藻	173	160	151	109	13.1	10.8	△ 27.8
その他の漁業	177	176	153	126	13.2	12.5	△ 17.6
海面養殖							
魚類養殖							
まだい養殖	1	1	—	—	—	—	…
ひらめ養殖	1	1	—	—	—	—	…
その他	—	—	—	—	—	—	…
こんぶ類養殖	2	1	3	6	0.3	0.6	100.0
わかめ類養殖	100	75	88	90	7.6	9.0	2.3
のり類養殖	18	18	12	12	1.0	1.2	0.0
その他	—	—	—	—	—	—	…

注：2003年は「小型底びき網」を「縦びき1種」、「縦びきその他」、「横びき」に、「船びき網」は「ひき回し網」、「ひき寄せ網」に、「中・小型まき網」は「巾着網1そうまき」、「巾着網2そうまき」、「その他のまき網」に、「採貝・採藻」は「採貝」、「採藻」にそれぞれ分けて把握し、また、「敷網」として「さんま棒受網」、「その他の敷網」に分けて把握している。また、2008年以降は漁業種類別に把握していない「地びき網」、「さば釣」を項目として設けている一方、2008年以降設けている「まぐろ類養殖」（2018年は「くろまぐろ養殖」に変更）は項目として設けていない。そのため、他の年の結果と比較する際には留意が必要である。（2018年の変更点は「調査の概要」の「主な改正点」を参照）

販売金額1位の漁業種類別（主とする漁業種類別）漁業経営体数を全国と比べると、「わかめ類養殖」、「その他の刺網」等で構成比が高くなっている。

地区別にみると、「東京湾地区」は「わかめ類養殖」、「小型底びき網」、「その他の漁業」など、「三浦半島地区」は「わかめ類養殖」、「その他の刺網」、「その他の釣」など、「相模湾地区」は「船びき網」、「わかめ類養殖」、「その他の刺網」などで全国と比べ構成比が高くなっている。（表8）

表8 販売金額1位の漁業種類、地区別漁業経営体数

漁業種類	神奈川県								全国	
	漁業経営体数				構成比				漁業経営体数	構成比
	総数	東京湾地区	三浦半島地区	相模湾地区	総数	東京湾地区	三浦半島地区	相模湾地区		
経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%	%	経営体	%	
総数	1,005	283	454	268	100.0	100.0	100.0	100.0	79,067	100.0
底びき網										
小型底びき網	85	83	—	2	8.5	29.3	—	0.7	6,165	7.8
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	251	0.3
船びき網	35	—	9	26	3.5	—	2.0	9.7	2,202	2.8
まき網										
大中型まき網	—	—	—	—	—	—	—	—	70	0.1
中・小型まき網	5	2	2	1	0.5	0.7	0.4	0.4	309	0.4
刺網										
さけ・ます流し網、かじき等流し網	—	—	—	—	—	—	—	—	25	0.0
その他の刺網	233	45	99	89	23.2	15.9	21.8	33.2	10,230	12.9
さんま棒受網	—	—	—	—	—	—	—	—	107	0.1
大型定置網	18	—	7	11	1.8	—	1.5	4.1	409	0.5
さけ定置網	—	—	—	—	—	—	—	—	534	0.7
小型定置網	20	1	15	4	2.0	0.4	3.3	1.5	2,293	2.9
その他の網漁業	31	3	16	12	3.1	1.1	3.5	4.5	1,399	1.8
はえ縄										
遠洋・近海まぐろはえ縄	4	1	3	—	0.4	0.4	0.7	—	227	0.3
沿岸まぐろはえ縄	—	—	—	—	—	—	—	—	194	0.2
その他のはえ縄	29	2	21	6	2.9	0.7	4.6	2.2	1,894	2.4
釣										
遠洋・近海かつお一本釣	—	—	—	—	—	—	—	—	56	0.1
沿岸かつお一本釣	3	—	1	2	0.3	—	0.2	0.7	167	0.2
遠洋・近海・沿岸いか釣	18	—	15	3	1.8	—	3.3	1.1	2,900	3.7
ひき縄釣	4	—	3	1	0.4	—	0.7	0.4	2,026	2.6
その他の釣	174	33	110	31	17.3	11.7	24.2	11.6	12,091	15.3
小型捕鯨	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0.0
潜水器漁業	3	2	—	1	0.3	0.7	—	0.4	897	1.1
採貝・採藻	109	6	65	38	10.8	2.1	14.3	14.2	12,424	15.7
その他の漁業	126	46	59	21	12.5	16.3	13.0	7.8	8,244	10.4
海面養殖										
魚類養殖										
まだい養殖	—	—	—	—	—	—	—	—	445	0.6
ひらめ養殖	—	—	—	—	—	—	—	—	54	0.1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	893	1.1
こんぶ類養殖	6	4	1	1	0.6	1.4	0.2	0.4	916	1.2
わかめ類養殖	90	43	28	19	9.0	15.2	6.2	7.1	1,835	2.3
のり類養殖	12	12	—	—	1.2	4.2	—	—	3,214	4.1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	6,593	8.3

次に、営んだ漁業種類別の漁業経営体数（過去1年間に営んだ全ての漁業種類別の漁業経営体数）をみると、「採貝・採藻」が375経営体で最も多く、次いで「その他の刺網」が366経営体、「その他の釣」が323経営体、「その他の漁業」が315経営体となっている。

前回と比較すると、全体として漁業経営体数が減少する中、「その他のはえ縄」で32経営体（増減率69.6%）増加したほか、「かき類養殖」が1経営体から9経営体に増加しており、また、「ほたてがい養殖」が新たに1経営体出現している。

（表9）

表9 営んだ漁業種類別漁業経営体数(複数回答)

漁業種類	漁業経営体数		増減率	漁業種類	漁業経営体数		増減率
	2013年	2018年	2013年～ 2018年		2013年	2018年	2013年～ 2018年
	経営体	経営体	%		経営体	経営体	%
総数(実数)	1,157	1,005	△ 13.1	釣			
底びき網				遠洋かつお一本釣	-	-	...
小型底びき網	129	108	△ 16.3	近海かつお一本釣	2	-	△ 100.0
その他	-	-	...	沿岸かつお一本釣	35	15	△ 57.1
船びき網	71	52	△ 26.8	遠洋いか釣	-	-	...
まき網				近海いか釣	-	-	...
大中型まき網				沿岸いか釣	93	58	△ 37.6
1そうまき遠洋	2	2	0.0	ひき縄釣	34	30	△ 11.8
かつお・まぐろ	-	-	...	その他の釣	412	323	△ 21.6
その他	-	-	...	小型捕鯨	-	-	...
中・小型まき網	8	9	12.5	潜水器漁業	6	7	16.7
刺網				採貝・採藻	447	375	△ 16.1
さけ・ます流し網	-	-	...	その他の漁業	379	315	△ 16.9
かじき等流し網	-	-	...	海面養殖			
その他の刺網	394	366	△ 7.1	魚類養殖			
さんま棒受網	-	-	...	まだい養殖	1	-	△ 100.0
大型定置網	21	18	△ 14.3	その他	-	-	...
さけ定置網	-	-	...	ほたてがい養殖	-	1	...
小型定置網	36	29	△ 19.4	かき類養殖	1	9	800.0
その他の網漁業	59	50	△ 15.3	こんぶ類養殖	126	112	△ 11.1
はえ縄				わかめ類養殖	255	237	△ 7.1
遠洋まぐろはえ縄	3	4	33.3	のり類養殖	14	12	△ 14.3
近海まぐろはえ縄	1	-	△ 100.0	その他の海藻類養殖	1	-	△ 100.0
沿岸まぐろはえ縄	1	-	△ 100.0	その他	-	-	...
その他のはえ縄	46	78	69.6				

注：複数回答項目のため、総数と内訳の計は一致しない。

(5) 漁獲・収獲魚種別漁業経営体数

ア 販売金額1位の漁獲・収獲魚種別漁業経営体数

販売金額1位の漁獲・収獲魚種別（主とする漁獲・収獲魚種別）漁業経営体数をみると、全国と比べ、「あなご類」、「たちうお」、「さば類」及び「いわし類」等の構成比が高くなっている。また、地区別に全国と比較し構成比の高い魚種をみると、「東京湾地区」では「あなご類」、「たちうお」など、「三浦半島地区」では「あわび類・さざえ」、「たこ類」など、「相模湾地区」では「いわし類」、「いせえび」などとなっている。（表10）

表10 販売金額1位の漁獲・収獲魚種、地区別漁業経営体数

漁獲・収獲魚種	神奈川県								全国	
	漁業経営体数				構成比				漁業経営体数	構成比
	総数	東京湾地区	三浦半島地区	相模湾地区	総数	東京湾地区	三浦半島地区	相模湾地区		
総数	1,005	283	454	268	100.0	100.0	100.0	100.0	79,067	100.0
くろまぐろ	-	-	-	-	-	-	-	-	479	0.6
かつお・まぐろ類(くろまぐろを除く)	9	1	6	2	0.9	0.4	1.3	0.7	1,614	2.0
かじき類	-	-	-	-	-	-	-	-	135	0.2
さけ・ます類	-	-	-	-	-	-	-	-	1,174	1.5
いわし類	40	1	17	22	4.0	0.4	3.7	8.2	1,567	2.0
あじ類	43	11	15	17	4.3	3.9	3.3	6.3	2,309	2.9
さば類	16	6	6	4	1.6	2.1	1.3	1.5	448	0.6
さんま	-	-	-	-	-	-	-	-	117	0.1
ぶり類	6	-	3	3	0.6	-	0.7	1.1	1,955	2.5
ひらめ・かれい類	44	12	8	24	4.4	4.2	1.8	9.0	3,161	4.0
すけとうだら	-	-	-	-	-	-	-	-	281	0.4
その他たら類	-	-	-	-	-	-	-	-	527	0.7
ほっけ	-	-	-	-	-	-	-	-	184	0.2
あなご類	37	37	-	-	3.7	13.1	-	-	461	0.6
たちうお	46	46	-	-	4.6	16.3	-	-	912	1.2
たい類	31	4	17	10	3.1	1.4	3.7	3.7	4,428	5.6
いさき	8	-	4	4	0.8	-	0.9	1.5	989	1.3
さわら類	6	-	6	-	0.6	-	1.3	-	1,577	2.0
いかなご	-	-	-	-	-	-	-	-	212	0.3
ふぐ類	5	-	4	1	0.5	-	0.9	0.4	419	0.5
その他の魚類	183	46	114	23	18.2	16.3	25.1	8.6	10,475	13.2
いせえび	66	-	30	36	6.6	-	6.6	13.4	2,680	3.4
その他のえび類	2	-	2	-	0.2	-	0.4	-	1,674	2.1
ずわいがに・べにずわいがに	-	-	-	-	-	-	-	-	233	0.3
その他のかに類	1	-	1	-	0.1	-	0.2	-	762	1.0
あわび類・さざえ	129	3	68	58	12.8	1.1	15.0	21.6	5,174	6.5
あさり類	1	1	-	-	0.1	0.4	-	-	1,652	2.1
ほたてがい	-	-	-	-	-	-	-	-	2,618	3.3
その他の貝類	9	3	3	3	0.9	1.1	0.7	1.1	4,791	6.1
いか類	36	5	24	7	3.6	1.8	5.3	2.6	4,296	5.4
たこ類	76	15	50	11	7.6	5.3	11.0	4.1	3,838	4.9
うに類	-	-	-	-	-	-	-	-	2,657	3.4
なまこ類	26	18	8	-	2.6	6.4	1.8	-	1,651	2.1
こんぶ類	13	10	1	2	1.3	3.5	0.2	0.7	4,031	5.1
その他の海藻類	138	50	62	26	13.7	17.7	13.7	9.7	7,238	9.2
その他	34	14	5	15	3.4	4.9	1.1	5.6	2,348	3.0

イ 漁獲・収獲魚種数別漁業経営体数

漁獲・収獲魚種数別漁業経営体数の構成比をみると、「3種類以上」の経営体数が63.0%と全国（47.5%）と比べ高い一方、「1種類」は14.9%と全国（27.1%）と比べ低く、本県は多くの種類の魚種を漁獲・収獲している漁業経営体が多い傾向となっている。地区別にみると、特に「東京湾地区」で「3種類以上」が73.1%と漁獲・収獲魚種数の多い漁業経営体の割合が高くなっている。

（表 11）

表 11 漁獲・収獲魚種数、地区別漁業経営体数

漁獲・収獲 魚種数	神奈川県								全国	
	漁業経営体数				構成比				漁業経営 体数	構成比
	総数	東京湾 地区	三浦半島 地区	相模湾 地区	総数	東京湾 地区	三浦半島 地区	相模湾 地区		
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%	%	経営体	%
総 数	1,005	283	454	268	100.0	100.0	100.0	100.0	79,067	100.0
1種類	150	36	77	37	14.9	12.7	17.0	13.8	21,446	27.1
2種類	222	40	114	68	22.1	14.1	25.1	25.4	20,081	25.4
3種類以上	633	207	263	163	63.0	73.1	57.9	60.8	37,540	47.5

(6) 漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数

主な漁獲物・収獲物の出荷先別（出荷額の最も多かった出荷先別）漁業経営体数の構成比を全国と比較すると、最も構成比の高い「漁協の市場又は荷さばき所」は62.4%と全国（70.7%）と比べ低く、「外食産業」（1.3%）や「消費者に直接販売」（10.2%）などは全国（それぞれ0.4%、4.9%）と比べ高くなっている。

また、延べの漁獲物・収獲物の出荷先（過去1年間の全ての漁獲物・収獲物の出荷先）別漁業経営体数の構成比を全国と比較すると、同様に、最も構成比の高い「漁協の市場又は荷さばき所」は70.3%と全国（76.8%）と比べ低く、「外食産業」（7.0%）や「消費者に直接販売」（30.8%）などは全国（それぞれ1.6%、12.6%）と比べ高くなっている。「消費者に直接販売」の内訳の構成比をみると、「自営の水産物直売所」が9.5%（全国は1.6%）、「他の方法で」が17.2%（同7.9%）など、全国と比較し高くなっている。

（表 12）

表 12 漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数

出荷先	主な漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数				漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数 (複数回答) (注)			
	神奈川県		全国		神奈川県		全国	
	漁業経営体 数	構成比	漁業経営体 数	構成比	漁業経営体 数	構成比	漁業経営体 数	構成比
	経営体	%	経営体	%	経営体	%	経営体	%
総数 (実数)	1,005	100.0	79,067	100.0	1,005	100.0	79,067	100.0
漁協の市場又は荷さばき所	627	62.4	55,883	70.7	707	70.3	60,702	76.8
漁協以外の卸売市場	142	14.1	11,066	14.0	190	18.9	15,472	19.6
流通業者・加工業者	55	5.5	4,638	5.9	106	10.5	7,420	9.4
小売業者・生協	36	3.6	1,788	2.3	95	9.5	4,151	5.2
外食産業	13	1.3	305	0.4	70	7.0	1,251	1.6
消費者に直接販売	103	10.2	3856	4.9	310	30.8	9,973	12.6
自営の水産物直売所で	…	…	…	…	95	9.5	1,257	1.6
その他の水産物直売所で	…	…	…	…	42	4.2	2,458	3.1
他の方法で	…	…	…	…	173	17.2	6,258	7.9
その他	29	2.9	1,531	1.9	58	5.8	2,846	3.6

注:「漁獲物・収獲物の出荷先別漁業経営体数」は複数回答項目のため、総数と内訳の計は一致しない。

(7) 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数

漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数をみると、「100万円未満」が320経営体（構成比31.8%）と最も多く、次いで「100～300万円未満」の268経営体（同26.7%）、「300～500万円未満」の140経営体（同13.9%）と続き、500万円未満が728経営体で全体の72.4%を占めている。

また、全国と比較すると、800万円未満の各階層で構成比が全国より高く、800万円未満が826経営体と全体の82.2%を占めているのに対し、全国では58,717経営体で全体の74.3%を占めている。さらに、800万円以上の各階層では全国より構成比が低く、全国より販売金額規模の小さい経営体が多い傾向となっている。

このうち、個人経営体をみると、800万円未満の各階層で構成比が全国より高く、800万円未満が785経営体と全体の85.3%を占めているのに対し、全国では58,039経営体と全体の77.9%を占めており、総数と同様に全国より販売金額規模の小さい経営体が多い傾向となっている。

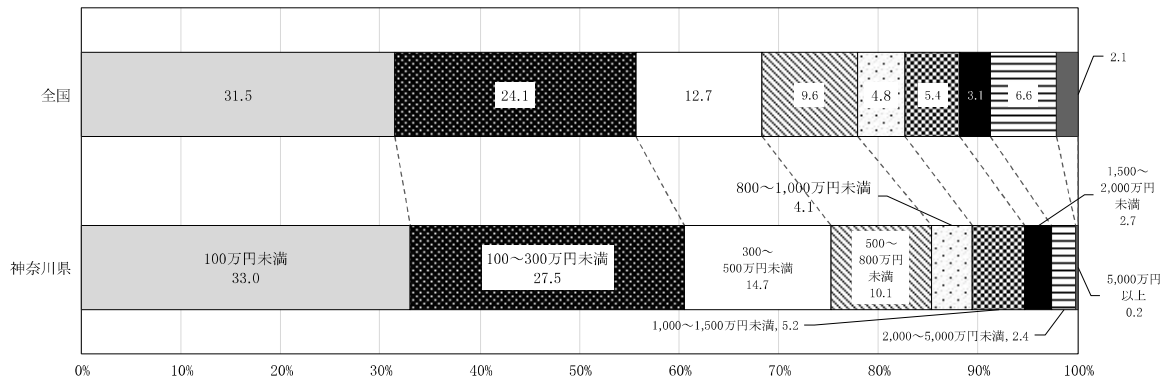
(表 13、図 4)

表 13 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数

漁獲物・収獲物販売金額規模	神奈川県				全国			
	漁業経営体数		構成比		漁業経営体数		構成比	
	総数	個人経営体	総数	個人経営体	総数	個人経営体	総数	個人経営体
	経営体	経営体	%	%	経営体	経営体	%	%
総数	1,005	920	100.0	100.0	79,067	74,526	100.0	100.0
100万円未満	320	304	31.8	33.0	23,668	23,482	29.9	31.5
100～300万円未満	268	253	26.7	27.5	18,154	17,967	23.0	24.1
300～500万円未満	140	135	13.9	14.7	9,606	9,445	12.1	12.7
500～800万円未満	98	93	9.8	10.1	7,289	7,145	9.2	9.6
800～1,000万円未満	41	38	4.1	4.1	3,703	3,595	4.7	4.8
1,000～1,500万円未満	54	48	5.4	5.2	4,257	4,059	5.4	5.4
1,500～2,000万円未満	27	25	2.7	2.7	2,506	2,330	3.2	3.1
2,000～5,000万円未満	31	22	3.1	2.4	5,848	4,924	7.4	6.6
5,000万円～1億円未満	12	1	1.2	0.1	2,120	1,202	2.7	1.6
1億円以上	14	1	1.4	0.1	1,916	377	2.4	0.5

注：「100万円未満」は「販売金額なし」を含む。

図 4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別個人経営体数



注：「100万円未満」は「販売金額なし」を含む。

前回と比較すると、1,500万円未満の全ての階層で減少し、特に「100万円未満」及び「800～1,000万円未満」では減少率が20%を超えている。

1,500万円以上の階層では、「1,500～2,000万円未満」及び「2,000～5,000万円未満」で合計4経営体増加している一方、「5,000万円～1億円未満」及び「1億円以上」では合計5経営体減少している。

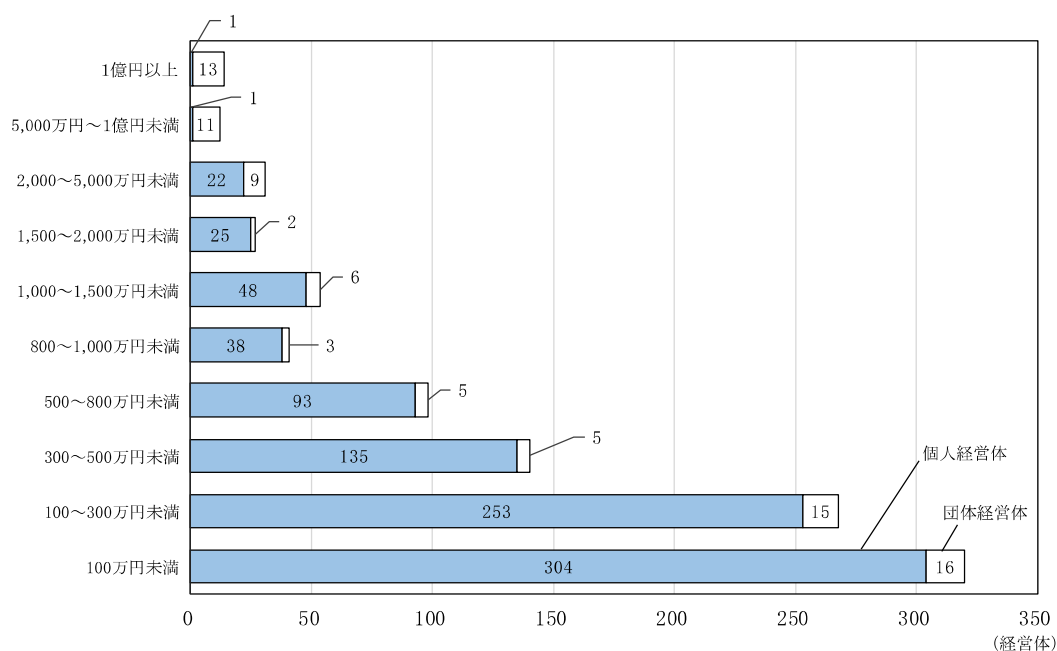
経営組織別の内訳をみると、1,000万円未満の漁業経営体（867経営体）のうち、個人経営体は94.9%（823経営体）となっている。一方、1,000万円以上の漁業経営体（138経営体）は個人経営体が70.3%（97経営体）となっている。さらに、5,000万円以上の漁業経営体（26経営体）は92.3%が団体経営体（24経営体）となっている。（表14、図5）

表14 漁獲物・収穫物の販売金額規模、経営組織別漁業経営体数

漁獲物・収穫物販売金額規模	漁業経営体数						構成比				増減率	
	2013年			2018年			2013年		2018年		2013年～2018年	
	総数	個人経営体	団体経営体	総数	個人経営体	団体経営体	総数	個人経営体	総数	個人経営体	総数	個人経営体
	経営体	経営体	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%	%	%	%
総数	1,157	1,068	89	1,005	920	85	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 13.1	△ 13.9
100万円未満	403	383	20	320	304	16	34.8	35.9	31.8	33.0	△ 20.6	△ 20.6
100～300万円未満	306	297	9	268	253	15	26.4	27.8	26.7	27.5	△ 12.4	△ 14.8
300～500万円未満	142	138	4	140	135	5	12.3	12.9	13.9	14.7	△ 1.4	△ 2.2
500～800万円未満	109	105	4	98	93	5	9.4	9.8	9.8	10.1	△ 10.1	△ 11.4
800～1,000万円未満	53	46	7	41	38	3	4.6	4.3	4.1	4.1	△ 22.6	△ 17.4
1,000～1,500万円未満	59	56	3	54	48	6	5.1	5.2	5.4	5.2	△ 8.5	△ 14.3
1,500～2,000万円未満	24	17	7	27	25	2	2.1	1.6	2.7	2.7	12.5	47.1
2,000～5,000万円未満	30	21	9	31	22	9	2.6	2.0	3.1	2.4	3.3	4.8
5,000万円～1億円未満	16	4	12	12	1	11	1.4	0.4	1.2	0.1	△ 25.0	△ 75.0
1億円以上	15	1	14	14	1	13	1.3	0.1	1.4	0.1	△ 6.7	0.0

注：「100万円未満」は「販売金額なし」を含む。

図5 漁獲物・収穫物の販売金額規模、経営組織別漁業経営体数



注：「100万円未満」は「販売金額なし」を含む。

(8) 個人経営体の状況

ア 専兼業別及び兼業種類別個人経営体数

専兼業別に個人経営体数をみると、「専業」は353経営体（構成比38.4%）、「兼業」は567経営体（同61.6%）となっている。「専業」、「兼業」ともに前回に比べ減少しており、減少率は「専業」が6.1%となっているのに対し、「兼業」は18.1%となっている。「兼業」の内訳をみると、「第1種兼業」及び「第2種兼業」の構成比はそれぞれ29.8%、31.8%となっており、前回と比べ、「第1種兼業」は25.5%の減少、「第2種兼業」は9.6%の減少となっている。

全国と比較すると、「専業」の構成比（38.4%）が低く（全国は51.4%）、「兼業」の構成比（61.6%）が高い（全国は48.6%）。（表15）

表15 専兼業別個人経営体数

専兼業別	神奈川県							全国	
	個人経営体数				構成比		増減率	個人経営体数	構成比
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～ 2018年	2018年	2018年
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%	経営体	%
総数	1,270	1,146	1,068	920	100.0	100.0	△ 13.9	74,526	100.0
専業	327	428	376	353	35.2	38.4	△ 6.1	38,298	51.4
兼業	943	718	692	567	64.8	61.6	△ 18.1	36,228	48.6
第1種兼業	464	399	368	274	34.5	29.8	△ 25.5	19,664	26.4
第2種兼業	479	319	324	293	30.3	31.8	△ 9.6	16,564	22.2

次に、営んだ兼業種類別個人経営体数をみると、自営業のうち「遊漁船業」が236経営体と最も多く、個人経営体の25.7%が遊漁船業を営んでいる。全国と比較すると、自営業のうち「水産物の加工」、「遊漁船業」、「小売業」及び「漁家レストラン」などは全国と比べ構成比が高くなっている。

前回と比べ、自営業では「漁家民宿」の減少率が60.0%と高く、一方、「水産物の加工」は57.5%の増加となっている。また、「共同経営に出資従事」は40.9%の減少となっているほか、「漁業雇われ」及び「漁業以外の仕事に雇われ」もそれぞれ11.6%、48.3%の減少となっている。

（表16）

表 16 営んだ兼業種類別個人経営体数(複数回答)

兼業種類	神奈川県					全国	
	個人経営体数		構成比		増減率	個人経営体数	構成比
	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～ 2018年	2018年	2018年
個人経営体数(実数)	1,068	920	100.0	100.0	△ 13.9	74,526	100.0
兼業の個人経営体数(実数)	692	567	64.8	61.6	△ 18.1	36,228	48.6
自 営 業							
水産物の加工	40	63	3.7	6.8	57.5	891	1.2
漁家民宿	15	6	1.4	0.7	△ 60.0	835	1.1
漁家レストラン(注2)	…	8	…	0.9	…	316	0.4
遊漁船業	261	236	24.4	25.7	△ 9.6	3,587	4.8
農業(注2)	…	65	…	7.1	…	5,130	6.9
小売業(注2)	…	52	…	5.7	…	1,765	2.4
その他(注2)	157	94	14.7	10.2	…	5,954	8.0
共同経営に出資従事	22	13	2.1	1.4	△ 40.9	3,866	5.2
漁業雇われ	69	61	6.5	6.6	△ 11.6	8,130	10.9
漁業以外の仕事に雇われ	209	108	19.6	11.7	△ 48.3	11,508	15.4

注1: 複数回答項目のため、総数と内訳の計は一致しない。

注2: 2018年調査において「自営業」の「その他」から「漁家レストラン」、「農業」及び「小売業」を分離して新たに調査項目として設定しているため、「その他」の対前回増減率は「…」とした。

注3: 「共同経営に出資従事」、「漁業雇われ」及び「漁業以外の仕事に雇われ」は満15歳以上で過去1年間に漁業を行った世帯員のうち該当者がいる場合に集計している一方、「自営業」は世帯として経営している場合に集計しており、集計対象を判定する対象が異なることに留意が必要である。

イ 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

基幹的漁業従事者の年齢階層別に個人経営体数をみると、「75歳以上」が214経営体で最も多く、構成比は23.3%となっており、全国の構成比(21.5%)を上回る。59歳以下の各階層では全国に比べ構成比が高く、60歳以上74歳以下の各階層では全国の構成比を下回る。

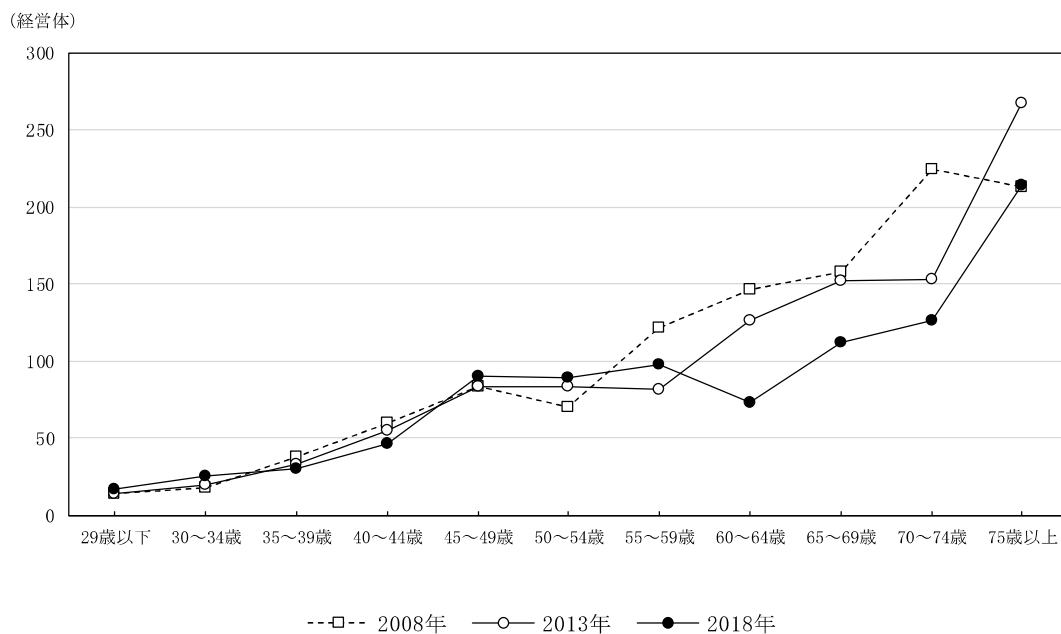
基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数の推移をみると、構成比のピークが2008年では「70～74歳」となっていたものが、2013年では「75歳以上」となり、2018年も引き続き「75歳以上」がピークとなっている。

(表17、図6)

表 17 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

年齢階層	神奈川県							全国	
	漁業経営体数			構成比			増減率	漁業経営体数	構成比
	2008年	2013年	2018年	2008年	2013年	2018年	2013年～2018年	2018年	2018年
	経営体	経営体	経営体	%	%	%	%	経営体	%
総数	1,146	1,068	920	100.0	100.0	100.0	△ 13.9	74,526	100.0
海上作業従事世帯員あり	1,146	1,068	920	100.0	100.0	100.0	△ 13.9	74,465	99.9
29歳以下	14	14	17	1.2	1.3	1.8	21.4	834	1.1
30～34歳	18	20	25	1.6	1.9	2.7	25.0	1,261	1.7
35～39歳	38	33	30	3.3	3.1	3.3	△ 9.1	2,103	2.8
40～44歳	60	55	46	5.2	5.1	5.0	△ 16.4	3,032	4.1
45～49歳	83	83	90	7.2	7.8	9.8	8.4	4,555	6.1
50～54歳	70	83	89	6.1	7.8	9.7	7.2	5,902	7.9
55～59歳	122	82	98	10.6	7.7	10.7	19.5	7,614	10.2
60～64歳	146	126	73	12.7	11.8	7.9	△ 42.1	9,454	12.7
65～69歳	158	152	112	13.8	14.2	12.2	△ 26.3	12,944	17.4
70～74歳	224	153	126	19.5	14.3	13.7	△ 17.6	10,752	14.4
75歳以上	213	267	214	18.6	25.0	23.3	△ 19.9	16,014	21.5
海上作業従事世帯員なし	-	-	-	-	-	-	…	61	0.1

図 6 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数の推移



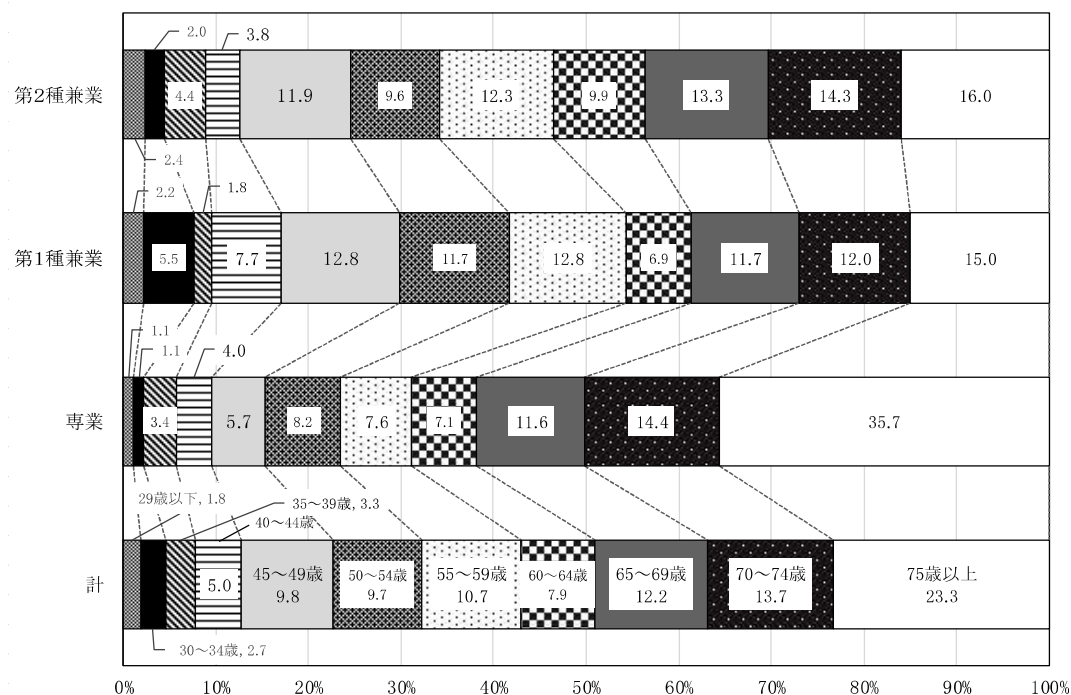
次に、基幹的漁業従事者の年齢階層別に専兼業別の個人経営体数をみると、最も構成比の高い「75歳以上」が「第1種兼業」では15.0%、「第2種兼業」では16.0%となっているのに対し、「専業」では35.7%と大きな割合を占めている。

(表 18、図 7)

表 18 基幹的漁業従事者の年齢階層、専兼業別個人経営体数

年齢階層	漁業経営体数				構成比			
	計	専業	第1種兼業	第2種兼業	計	専業	第1種兼業	第2種兼業
	経営体	経営体	経営体	経営体	%	%	%	%
総数	920	353	274	293	100.0	100.0	100.0	100.0
海上作業従事世帯員あり	920	353	274	293	100.0	100.0	100.0	100.0
29歳以下	17	4	6	7	1.8	1.1	2.2	2.4
30～34歳	25	4	15	6	2.7	1.1	5.5	2.0
35～39歳	30	12	5	13	3.3	3.4	1.8	4.4
40～44歳	46	14	21	11	5.0	4.0	7.7	3.8
45～49歳	90	20	35	35	9.8	5.7	12.8	11.9
50～54歳	89	29	32	28	9.7	8.2	11.7	9.6
55～59歳	98	27	35	36	10.7	7.6	12.8	12.3
60～64歳	73	25	19	29	7.9	7.1	6.9	9.9
65～69歳	112	41	32	39	12.2	11.6	11.7	13.3
70～74歳	126	51	33	42	13.7	14.4	12.0	14.3
75歳以上	214	126	41	47	23.3	35.7	15.0	16.0
海上作業従事世帯員なし	-	-	-	-	-	-	-	-

図 7 基幹的漁業従事者の年齢階層、専兼業別個人経営体数の構成比



ウ 後継者の有無別個人経営体数

個人経営体のうち、「後継者あり」は175経営体で構成比は19.0%となっており、全国の値（17.0%）を上回っている。

また、前回と比較すると、「後継者あり」の割合は23.5%から19.0%に低下している。

(表 19)

表 19 後継者の有無別個人経営体数

後継者の有無別	神奈川県					全国	
	個人経営体数		構成比		増減率	経営体数	構成比
	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～ 2018年	2018年	2018年
	経営体	経営体	%	%	%	経営体	%
総 数	1,068	920	100.0	100.0	△ 13.9	74,526	100.0
後継者あり	251	175	23.5	19.0	△ 30.3	12,699	17.0
後継者なし	817	745	76.5	81.0	△ 8.8	61,827	83.0

2 漁業就業者、新規就業者

漁業就業者数は1,848人で、前回と比較すると、5年間で425人の減少(減少率18.7%)となっており、減少率は全国（16.2%）を上回っている。

また、第9次漁業センサス（1993年）の結果と比較すると、1,517人の減少（減少率45.1%）となっており、減少率は全国（53.3%）を下回っている。

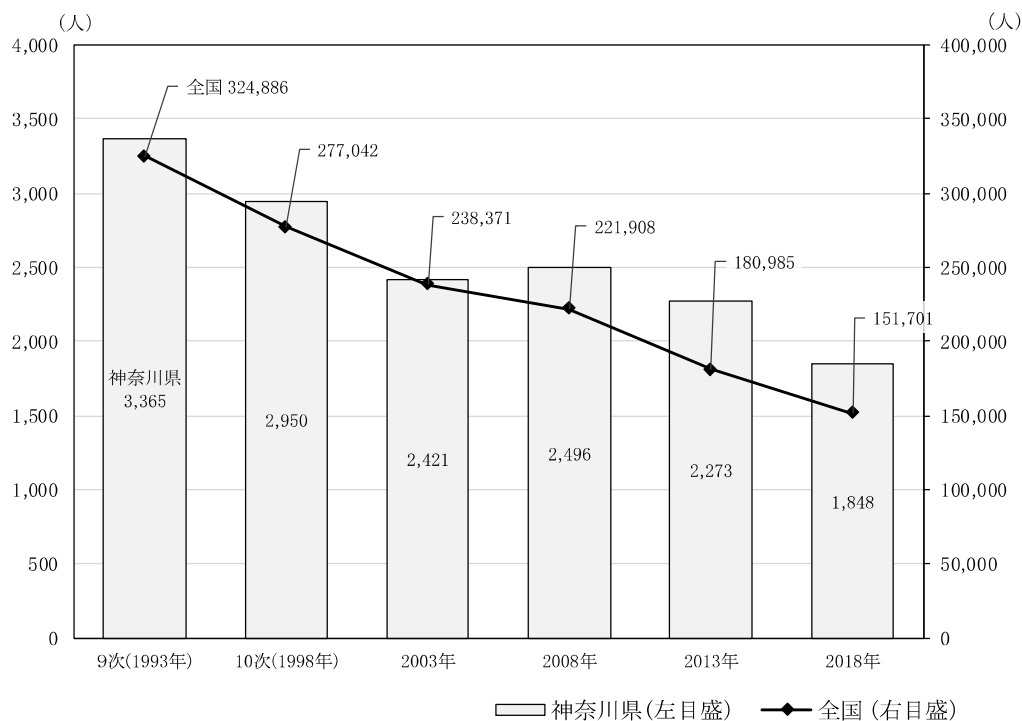
(表 20、図 8)

* 漁業就業者のうち、雇われて漁業に従事するもの（漁業雇われ）については、2003年調査までは沿海市区町村の被雇用者側からの調査によっていたが、2008年からは雇い主からの調査により把握している。このため、2008年以降の調査結果には、非沿海市区町村に居住している漁業雇われの者が新たに加えられており、2003年の値と比較する場合には注意が必要である。

表 20 漁業就業者数の推移

年次	漁業就業者数		増減数		対前回増減率	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
	人	人	人	人	%	%
9次(1993年)	3,365	324,886	△ 846	△ 67,506	△ 20.1	△ 17.2
10次(1998年)	2,950	277,042	△ 415	△ 47,844	△ 12.3	△ 14.7
2003年	2,421	238,371	△ 529	△ 38,671	△ 17.9	△ 14.0
2008年	2,496	221,908	75	△ 16,463	3.1	△ 6.9
2013年	2,273	180,985	△ 223	△ 40,923	△ 8.9	△ 18.4
2018年	1,848	151,701	△ 425	△ 29,284	△ 18.7	△ 16.2

図8 漁業就業者数の推移



(1) 地区別、市町別漁業就業者数

地区別に漁業就業者数をみると、「三浦半島地区」が783人（構成比42.4%）と最も多く、次いで、「相模湾地区」が612人（同33.1%）、「東京湾地区」が453人（同24.5%）となっている。前回と比べ、「三浦半島地区」では24.3%の減少となっており、総数の減少率18.7%を上回っている。また、2003年調査と比較すると、「三浦半島地区」は35.1%の減少となっており、総数の減少率23.7%を上回っている。

(表 21)

表 21 地区別漁業就業者数

地区	漁業就業者数				構成比		増減率	
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～ 2018年	2003年～ 2018年
	人	人	人	人	%	%	%	%
総数	2,421	2,496	2,273	1,848	100.0	100.0	△ 18.7	△ 23.7
東京湾地区	x	x	558	453	24.5	24.5	△ 18.8	…
三浦半島地区	1,206	1,191	1,034	783	45.5	42.4	△ 24.3	△ 35.1
相模湾地区	x	x	681	612	30.0	33.1	△ 10.1	…

次に、市町別に漁業就業者数をみると、三浦市が518人（構成比28.0%）と最も多く、次いで、横須賀市が486人（同26.3%）で、この2市で県全体の半数を超える。さらに、横浜市が232人（同12.6%）、藤沢市が90人（同4.9%）、小田原市が89人（同4.8%）となっている。

（表 22）

表 22 市町別漁業就業者数

市町	漁業就業者数				構成比		増減率
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年
	人	人	人	人	%	%	%
総数	2,421	2,496	2,273	1,848	100.0	100.0	△ 18.7
川崎市	x	x	—	—	—	—	…
横浜市	357	320	307	232	13.5	12.6	△ 24.4
横須賀市	760	705	576	486	25.3	26.3	△ 15.6
三浦市	764	809	709	518	31.2	28.0	△ 26.9
葉山町	63	65	49	35	2.2	1.9	△ 28.6
逗子市	24	26	35	41	1.5	2.2	17.1
鎌倉市	60	96	87	64	3.8	3.5	△ 26.4
藤沢市	88	65	87	90	3.8	4.9	3.4
茅ヶ崎市	34	91	89	64	3.9	3.5	△ 28.1
平塚市	27	49	51	46	2.2	2.5	△ 9.8
大磯町	25	47	50	70	2.2	3.8	40.0
二宮町	33	x	17	21	0.7	1.1	23.5
小田原市	77	105	95	89	4.2	4.8	△ 6.3
真鶴町	95	84	101	70	4.4	3.8	△ 30.7
湯河原町	x	19	20	22	0.9	1.2	10.0

(2) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者のうち、「個人経営体の自家漁業のみ」に従事した者は1,061人（構成比57.4%）、「漁業従事役員」及び「漁業雇われ」は787人（同42.6%）で、「個人経営体の自家漁業のみ」に従事した者の割合は全国とほぼ同じ割合となっている。また、前回に比べ、それぞれ20.3%、16.5%減少している。

「漁業雇われ」のうち、個人経営体の漁業就業者数は278人で、「個人経営体の自家漁業のみ」の1,061人と合わせた1,339人が個人経営体の漁業就業者となっており、全体の72.5%を占めている。

（表 23）

表 23 自営・雇われ別漁業就業者数

自営・雇われの別	神奈川県					全国	
	漁業就業者数		構成比		増減率	漁業就業者数	構成比
	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年	2018年	2018年
	人	人	%	%	%	人	%
総数	2,273	1,848	100.0	100.0	△ 18.7	151,701	100.0
個人経営体の自家漁業のみ	1,331	1,061	58.6	57.4	△ 20.3	86,943	57.3
漁業従事役員（注）	…	151	…	8.2	△ 16.5	8,726	5.8
漁業雇われ（注）	942	636	41.4	34.4	…	56,032	36.9
個人経営体	…	278	…	15.0	…	27,776	18.3
団体経営体	…	358	…	19.4	…	28,256	18.6

注：2018年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、2013年値は「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいる。また、対前回増減率は2013年値と2018年値を比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で算出した。

(3) 年齢階層別漁業就業者数

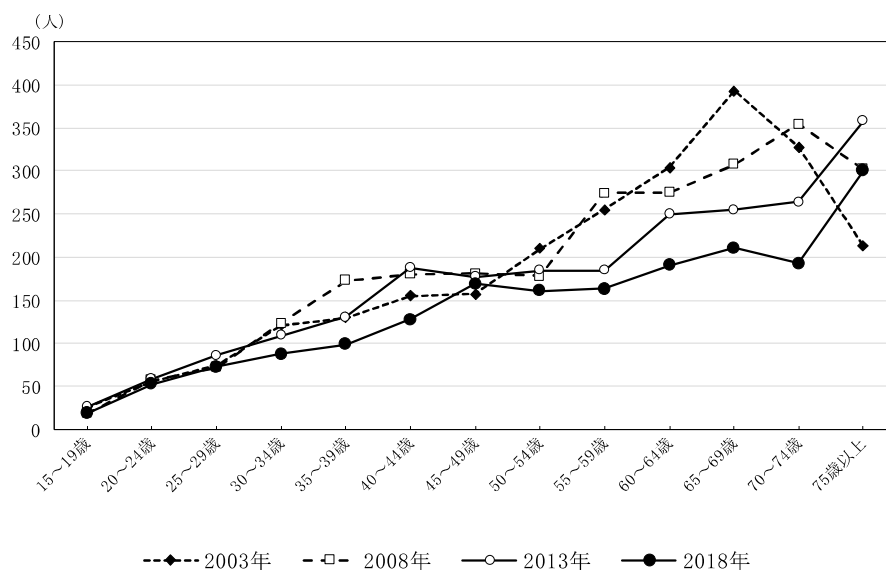
年齢階層別漁業就業者数を構成比でみると、「75歳以上」が16.2%と最も高く、「65～69歳」が11.4%、「70～74歳」が10.4%、「60～64歳」が10.3%と、60歳以上の4つの階層ではいずれも10%を超えており、この60歳以上の4階層で合計895人と全体の約5割を占めている。

年齢階層別の漁業就業者数の推移をみると、年齢階層のピークが2003年では「65～69歳」、2008年では「70～74歳」となっていたものが、2013年では「75歳以上」となっている。2018年も引き続き「75歳以上」がピークで、2013年と比較し、すべての年齢階層で漁業就業者数が減少している。（表24、図9）

表24 年齢階層別漁業就業者数

年齢階層	漁業就業者数				構成比		増減率
	2003年 人	2008年 人	2013年 人	2018年 人	2013年 %	2018年 %	2013年～2018年 %
総数	2,421	2,496	2,273	1,848	100.0	100.0	△ 18.7
15～19歳	26	19	26	19	1.1	1.0	△ 26.9
20～24歳	55	57	59	53	2.6	2.9	△ 10.2
25～29歳	74	72	86	73	3.8	4.0	△ 15.1
30～34歳	121	123	109	88	4.8	4.8	△ 19.3
35～39歳	130	173	131	99	5.8	5.4	△ 24.4
40～44歳	155	180	188	128	8.3	6.9	△ 31.9
45～49歳	157	181	177	169	7.8	9.1	△ 4.5
50～54歳	210	178	185	161	8.1	8.7	△ 13.0
55～59歳	255	274	185	163	8.1	8.8	△ 11.9
60～64歳	304	275	250	191	11.0	10.3	△ 23.6
65～69歳	393	308	255	211	11.2	11.4	△ 17.3
70～74歳	328	354	264	193	11.6	10.4	△ 26.9
75歳以上	213	302	358	300	15.8	16.2	△ 16.2

図9 年齢階層別漁業就業者数の推移



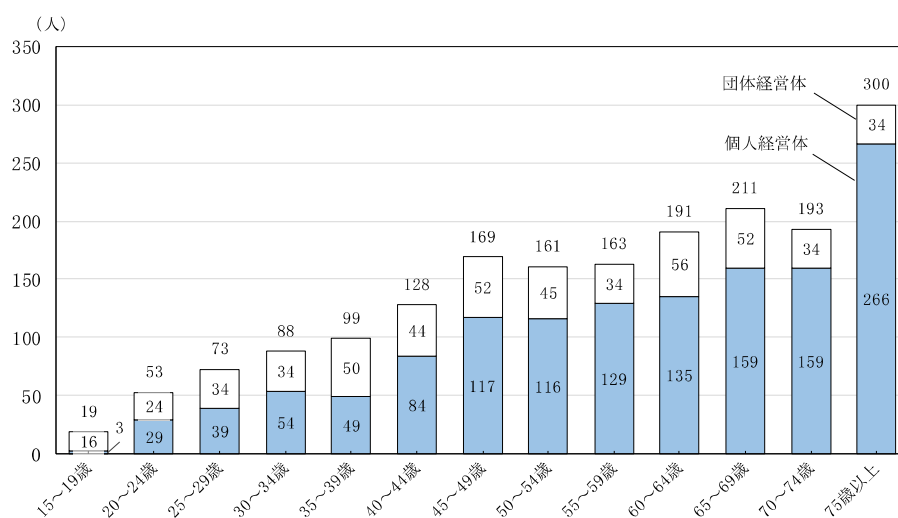
次に、年齢階層別の漁業就業者数を経営組織別にみると、個人経営体は「75歳以上」が全体の19.9%を占め、また、60歳以上の4階層で合計719人、構成比53.7%となっており、全体の5割を超える。一方、団体経営体は「60～64歳」が全体の11.0%と最も多く、60歳以上の4階層で合計176人、構成比34.6%となっている。また、個人経営体と比べ、15～54歳の各階層の構成比が高くなっている。

個人経営体について全国の構成比と比較すると、「75歳以上」は全国（17.2%）と比べ19.9%と高いものの、60～74歳の各階層で全国より構成比が低い。全国は60歳以上の4階層で合計65,372人と全体の57.0%を占め、神奈川県60歳以上の割合（53.7%）の方が小さくなっている。（表25、図10）

表25 年齢階層、経営組織別漁業就業者数

年齢階層	神奈川県						全国			
	漁業就業者数			構成比			漁業就業者数		構成比	
	総数	個人経営体	団体経営体	総数	個人経営体	団体経営体	総数	個人経営体	総数	個人経営体
	人	人	人	%	%	%	人	人	%	%
総数	1,848	1,339	509	100.0	100.0	100.0	151,701	114,719	100.0	100.0
15～19歳	19	3	16	1.0	0.2	3.1	1,065	552	0.7	0.5
20～24歳	53	29	24	2.9	2.2	4.7	4,027	2,050	2.7	1.8
25～29歳	73	39	34	4.0	2.9	6.7	5,352	2,996	3.5	2.6
30～34歳	88	54	34	4.8	4.0	6.7	7,597	4,524	5.0	3.9
35～39歳	99	49	50	5.4	3.7	9.8	8,842	5,479	5.8	4.8
40～44歳	128	84	44	6.9	6.3	8.6	9,826	6,438	6.5	5.6
45～49歳	169	117	52	9.1	8.7	10.2	11,185	7,599	7.4	6.6
50～54歳	161	116	45	8.7	8.7	8.8	12,836	9,018	8.5	7.9
55～59歳	163	129	34	8.8	9.6	6.7	14,851	10,691	9.8	9.3
60～64歳	191	135	56	10.3	10.1	11.0	18,003	13,790	11.9	12.0
65～69歳	211	159	52	11.4	11.9	10.2	21,115	17,642	13.9	15.4
70～74歳	193	159	34	10.4	11.9	6.7	16,164	14,222	10.7	12.4
75歳以上	300	266	34	16.2	19.9	6.7	20,838	19,718	13.7	17.2

図10 年齢階層、経営組織別漁業就業者数



(4) 新規就業者数

新規就業者数は24人で、うち、「個人経営体の自家漁業のみ」は5人、「漁業雇われ」は19人となっている。また、個人経営体の新規就業者数は8人となっている。

前回と比較すると、「個人経営体の自家漁業のみ」は58.3%の減少となっているのに対し、「漁業雇われ」は9.5%の減少となっている。(表 26)

表 26 新規就業者数

自営・雇われの別	神奈川県							全国		
	新規就業者数		新規就業者数		構成比		増減率	新規就業者数	個人経営体	構成比
	2013年	2013年	2018年	2018年	2013年	2018年				
	人	人	人	人	%	%	%	人	人	%
総数	33	19	24	8	100.0	100.0	△ 27.3	1,862	992	100.0
個人経営体の自家漁業のみ	12	12	5	5	36.4	20.8	△ 58.3	469	469	25.2
漁業雇われ	21	7	19	3	63.6	79.2	△ 9.5	1,393	523	74.8

3 漁船

(1) 漁船種類・動力漁船トン数規模別隻数

漁船の総隻数は1,779隻で、前回に比べ317隻減少した(減少率15.1%)。種類別の減少率は「無動力漁船」が65.8%と最も高く、次いで、「動力漁船」が17.0%、「船外機付漁船」が11.4%となっている。動力漁船トン数規模別では「5～10トン未満」で34.0%増加したほかは、減少または横ばいとなっている。(表 27)

表 27 漁船種類・動力漁船トン数規模別隻数

漁船種類・動力漁船トン数規模	漁船隻数				構成比		増減率
	2003年	2008年	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年～2018年
	隻	隻	隻	隻	%	%	%
漁船総隻数	2,301	2,242	2,096	1,779	100.0	100.0	△ 15.1
無動力漁船隻数	73	43	38	13	1.8	0.7	△ 65.8
船外機付漁船隻数	1,120	1,148	1,041	922	49.7	51.8	△ 11.4
動力漁船隻数(総数)	1,108	1,051	1,017	844	48.5	47.4	△ 17.0
1トン未満	113	97	110	72	5.2	4.0	△ 34.5
1～3トン未満	245	209	166	128	7.9	7.2	△ 22.9
3～5トン未満	528	506	442	312	21.1	17.5	△ 29.4
5～10トン未満	83	81	103	138	4.9	7.8	34.0
10～20トン未満	93	134	173	171	8.3	9.6	△ 1.2
20～30トン未満	-	-	-	-	-	-	...
30～50トン未満	-	-	-	3	-	0.2	...
50～100トン未満	6	3	2	2	0.1	0.1	0.0
100～150トン未満	2	-	-	-	-	-	...
150～200トン未満	-	-	-	-	-	-	...
200～350トン未満	5	2	2	1	0.1	0.1	△ 50.0
350～500トン未満	32	19	19	17	0.9	1.0	△ 10.5
500～1000トン未満	1	-	-	-	-	-	...
1000～3000トン未満	-	-	-	-	-	-	...
3000トン以上	-	-	-	-	-	-	...